

令和4年第2回士別市議会定例会会議録（第4号）

令和4年6月16日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時04分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣言

出席議員（15名）

| | | | | |
|-----|-----|----------|-----|----------|
| 副議長 | 1番 | 村上 緑一 君 | 2番 | 石川 陽介 君 |
| | 3番 | 湊 祐介 君 | 4番 | 中山 義隆 君 |
| | 5番 | 加納 由美子 君 | 6番 | 奥山 かおり 君 |
| | 7番 | 西川 剛 君 | 8番 | 佐藤 正 君 |
| | 9番 | 真保 誠 君 | 10番 | 喜多 武彦 君 |
| | 11番 | 谷 守 君 | 12番 | 大西 陽 君 |
| | 13番 | 十河 剛志 君 | 14番 | 山居 忠彰 君 |
| 議長 | 15番 | 井上 久嗣 君 | | |

出席説明員

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 市長 | 渡辺 英次 君 | 副市長 | 法邑 和浩 君 |
| 市民自治部長 | 藪中 晃宏 君 | 健康福祉部長 | 東川 晃宏 君 |
| 経済部長 | 鴻野 弘志 君 | 建設水道部長 | 千葉 靖紀 君 |
| 企画課長 | 増田 晶彦 君 | | |

| | | | |
|-------------|---------|----------------------|---------|
| 教育委員会 会長 | 中峰 寿彰 君 | 教育委員会 生涯学習部 部長 | 三上 正洋 君 |
|-------------|---------|----------------------|---------|

| | | | |
|-----------------------------|---------|--------|---------|
| 病院 副 管 事 理 者 | 三好 信之 君 | 経営管理部長 | 中館 佳嗣 君 |
|-----------------------------|---------|--------|---------|

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任

議総務課主任

駒井 靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり、一般質問を行います。

今回、質問の中で幾つか提言あるいは提案を申し上げたいと思います。その趣旨を十分理解をしていただいて前向きな答弁をいただきたい。特に理事者、そして教育長、よろしく願いいたします。

最初に、本市農業が持続的発展をするための必要な取組についてであります。

本市の農業は、自然環境や地域特性など恵まれた立地条件を活用し、水稻をはじめ畑作、野菜、酪農・畜産を中心に生産規模の拡大と輪作体系を確立するなど、経営の合理化を図りながら、収益性の高い農業を今日まで展開してまいりました。

一方で、農業を取り巻く情勢は大きく変化し、本市においても農業従事者の高齢化と担い手不足によって農家数、農業就業人口の減少傾向が続いており、農畜産物価格の低迷などが重なって農業生産構造の脆弱化が進むことが今危惧されております。

本市農業が持続的な発展を続けるためには、新たな情勢変化に対応し、重要課題に継続的に取り組むことが必要であることから、平成11年、士別市農業・農村活性化計画を策定しており、本年度、いわゆる令和4年度は本計画の第4次計画の初年度となっております。計画を着実に実践していくことが極めて重要であります。

そのほかに、農業経営の着実な発展を図るためには、経営者自らが自己の経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要であり、新規就農者や就農希望者及び若手農業者など対象に農業経営の諸問題を含めて、経営分析や経営自己診断をはじめとして様々な方向から農業経営学の基礎を学べる機会の提供と併せて、本市農業の将来を見据え、農村コミュニティの形成維持と意欲ある強い農業経営体の育成のため、大規模経営のみならず中小の家族経営においても堅実かつ安定した営農の継続が図られるように、経営形態や営農類型別の多様な経営体それぞれに対して一律的な施策ではなく、経営形態に効果的な施策を講じることも必要と思いますが、この2点に対して本市の見解を伺いたいと思います。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新規就農者及び就農希望者が農業経営学の基礎を学べる機会の提供についてです。

現在、新規就農希望者の確保等については、市内各地区受入農家協議会との連携の下、本市担い手支援協議会が中心となって地域農業を支える担い手の確保育成の取組を進めています。

このような中、農業研修生に対し毎月実施をしている定期面談の中で農業の基礎を学びたいとの要望があったことから、J A、農業改良普及センターと協議をし、和寒町、剣淵町へも呼びかけを行い、参集範囲を拡大し、令和3年度から冬期学習会を開催しています。

参加対象者は農業研修者、新規就農者、女性農業者とし、全7回の日程で、学習内容は肥料の種類、特性、土壌診断結果に基づく施肥設計や各種作物の栽培等に関する営農技術の基礎知識について学びを深めたところです。

残念ながら新型コロナ感染対策のため7回中3回は中止となってしまいましたが、参加者からは、畑作物の栽培について理解が深まった、疑問を解消することができた等の感想をいただきました。

そこで、大西議員から御提言のありました経営自己診断など農業経営学の基礎を学べる機会の提供については、今年度の冬期学習会で取り組めるよう、J A、農業改良普及センター等と協議をしております。

次に、経営規模別、営農類型別などの多様な経営体に対する支援についてです。

農業、農村をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化と人口減少が進み、農業生産に必要な農村環境やコミュニティーの維持、担い手不足による遊休農地の発生が懸念されます。さらには農畜産物等の貿易自由化の進展などによる農畜産物価格の低迷や新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等により様々な課題を抱えています。

このような情勢の中で本市の農業が持続的に発展をしていくためには、担い手や新規参入者の確保、育成をはじめ、生産基盤の整備等をより総合的に進めていくことが重要であると考えています。

昨日の答弁でも申し上げましたが、計画期間が本年度からの第4次士別市農業・農村活性化計画では、これらの課題に対応するため、基本目標を持続可能な生産体制の確立として、土作り、収量アップ、人づくり、農村づくりを4つの柱にし、各関係機関と連携した取組を進めています。

今後も農業従事者の高齢化と人口減少による後継者や担い手不足などから、農地の集約により大規模経営は進むと考えているところです。そのことにより地域内の文化や生活インフラの低下など影響が出ることが懸念されます。

そのため、大規模農家と小規模農家が補完しながら営農を継続することが重要になると考えられ、ファームコントラクターの運営など各地域での自主的な将来像についての議論が必要であり、市としましては、農業者等との地区別意見交換会やJ A等の関係団体から御意見を伺う

とともに、他自治体の取組状況など情報収集を行う中から多様な経営体に対する効果的な支援策を探ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 1点目の農業を学べる機会を提供すると。実は私がこのことに以前から思っているというイメージしているのは、大分古い話ですけども、1950年に本市が開設をした農民大学、聞いたことがあるかと思うんですが、この農民大学を通して3年間の学ぶ期間、これに受講した人たちが研修を終えて中核的な地域のリーダーとして活躍をされたというのが事実であります。

さらにもう一つは、経営形態に合った各施策なんですけれども、これは例えば大型系列と一定程度輪作体系を組んで一部緑肥等の土作り、これは大事ですから、できますけれども、あまり規模の大きくないところはそんな余裕はないんで、どうしても有機質、それから化学肥料に頼らざるを得ないということで、これは昨日も議論になっていきますけれども、今回今までの経験のしたことのない肥料の高騰があります。これは1、2年で収まることではないんだと思いますけれども、当面今年はどうか肥料年度は6月から5月ですから、来年から影響が出てくるという言い方する人もいますけれども、本年から影響するんです。秋まき小麦、それから初冬まきの小麦、これは6月以降の肥料は値上げしますから影響すると。例えばこれを国はどう考えるか分かりませんが、地方自治体でこれを物的に支援するというのはかなり厳しいと思っています。

そして、施策として何が大事かということなんですけれども、さっき市長が答弁でおっしゃった4つの柱のうち、土作りです。これは肥沃な土を作って一定程度化学肥料にそんなに頼らないで一定の成果を上げるということは可能ですから。これには例えば土壌診断にかかる費用を支援するとか、その結果を分析をして肥料設計に関わるデータを提供するとか、例えばそんなことも考える必要があるんじゃないかと思います。

それで、先ほど言ったように、いわゆる令和型農民大学とそれから具体的な支援について実務的に、これ恐らく経済部長が答弁していただけるんだと思いますけれども、この2点についてももう少し深く見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

農業者の学ぶ機会ということでございまして、答弁申し上げたとおりでもございますが、具体的にといいますと、一つにはやはり農業に関わることでありますから農業団体、JAあるいは行政としての機関としては農業改良普及センター、あるいは農業委員会、これら担い手に関しても協議をしているところでありますから、こういったところと連携をして、課題も今議員おっしゃられますような経営に関しての学習というところで少し考えを明確にしながら、改めてそういった学習の機会の場の創設というものを検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 随分簡単な答弁でございました。

それで、具体的に年度、今年からその研修機会を設けるということなんでしょうか。

それで、そうだとすれば、単に農業者、あるいは若手農業者が集まっていたというところでなくて、カリキュラムをきっちりつくって、講師陣をどうするか、どこの場所でやるか、何年間で一通り終わるか、この辺を具体的に考えがあるのかどうか、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今農業経営等に関して具体的なカリキュラムというところでは、現段階で私の手元にはございません。しかしながら、今までの研修のプログラム、あるいはやはり経営ということに関しての専門的な知見、これが一体どれぐらいの分量なのか、この辺りを含めて先ほど申しました関係機関と協議をしながら構築をしてきたいと考えておりますので、御理解願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、士別市財政健全化実行計画で定めた具体的方策の取組状況についてお伺ひいたします。

本市は、人口減少や少子高齢化において、社会経済環境の変化による市民サービスの多様化や市立病院を核とした地域医療の確保、行政コスト、行政課題の拡大が続いている中で、安全で安心な市民生活と市民サービスを継続していくために、2021年度から2025年度までを計画期間とした士別市財政健全化実行計画を策定し、将来に向けて持続可能な財政運営の強化を図るとしております。

そこで、計画初年度の具体的方策10項目に対する取組内容と効果額に対する進捗率の見込みをまず伺ひたいと思います。

次に、計画前のことですのでけれども、現状のままで推移することを前提としたとき、財政推計では令和3年度から7年度までの5か年で31億7,300万円、3年度だけ見ると6億3,900万円の収支不足が発生すると推計しておられました。

健全化実行計画を確実に進めることにより、計画初年度の収支不足は当初の推計額より4億9,200万円圧縮をして1億4,700万円の収支不足としておりますが、計画と決算見込みとの比較を伺ひたいと思います。

次に、実行計画による財政指標目標は、経常収支比率95%以下、実質公債費比率14%以下、将来負担比率140%以下としており、計画初年度は経常収支比率97.1%、実質公債費比率14.4%、将来負担比率158.6%と推計をしておりますが、決算見込みではどのような状況にな

るのか、その概要について、今の現段階についてお伺いをしたいと思います。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

財政健全化実行計画初年度における令和3年度の取組内容については、定員の適正化と独自削減を合わせた人件費関連で2億3,000万円、計画に記載の8事業をはじめとする事務事業の見直しのほか、除雪対策費、負担金補助金、委託料等の歳出抑制で1億4,400万円、市立病院の許可病床数見直しで6,800万円、開館時間や日数の見直しによる公共施設の最適化で2,000万円、警備や清掃等の包括発注で2,000万円、遊休財産の売却をはじめとする歳入確保で1,000万円、これらの合計で4億9,200万円を見込んでいたところです。

御質問の効果額の進捗率についてですが、5月31日をもって出納閉鎖となり、この分析に期間を要することから現段階でお知らせできるものは限られますが、把握できている範囲で申し上げますと、人件費はおおむね達成の見込みとなっています。

許可病床数の見直しでは、新型コロナウイルスの影響を考慮し実施時期を3月末としたことから、見込んでいた特別交付税6,800万円が次年度から措置されるため未達成となりましたが、病床見直し等により繰出金の縮減を図ったところです。

包括発注については契約段階の効果額として約2,900万円、予算上見込んでいなかった遊休財産の売却で約2,430万円となる見込みであり、このほかの効果額については分析後になりますが、目標数値を下回ることはないものと考えているところです。

次に、計画上の収支見通しと3年度決算との比較についてです。

本計画における3年度の収支は計画上の効果額を見込んでも1億4,700万円の収支不足が発生するものと推計していましたが、3年度の決算状況については、11年ぶりの水準となる約7億円の黒字決算となり、大幅に収支が改善されたところです。

この主な要因は、市税で約1億5,000万円、譲与税・交付金関係で約9,500万円、普通交付税で約2億7,100万円、特別交付税で約2億1,800万円など、計画に対して歳入の大幅な上振れがあったほか、歳出においても想定を超える不用額が発生したことなどによるもので、これらの要因について詳細な分析を行ってまいります。

次に、計画上の財政指標目標との対比についてです。

経常収支比率については、先ほど申し上げたとおり現段階での数値はお示しできませんが、決算状況から見て好転するものと考えているところです。

実質公債費比率については、3年度の計画上の推計値14.4%から大きなブレが生じることはないものと考えており、ほぼ計画どおりの数値を見込んでいるところです。

将来負担比率については、昨年度に引き続き2年連続で財政調整基金を取り崩さずに済んだことや推計上見込んでいた国営農地再編整備事業の起債償還について繰上償還が認められたことなどから、改善に向かうものと考えているところです。

計画初年度の効果額はおおむね達成できる見込みであり、決算も大きく好転していますが、

新型コロナウイルス感染症や燃料、物価高騰の影響などを的確に見極める中で、計画の進捗状況の分析作業を進めるとともに、その結果等については議会をはじめ行財政改革懇談会などにお示しするほか、ホームページ等で公表してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 見込みでは1億4,700万円の収支不足が約7億円上振れしたということですから、単純に言うと8億5,000万円ぐらい計画より上振れしているということです。これは決して悪いことではないと、いろんな要因があるんだと思います。

そこで、この実行計画策定する上で随分議論になったのは、まず職員の採用抑制、これについては各年齢層の職員の割合が一定程度平準化が必要だと、将来に向けてという思いがあるものの、財政健全化実行計画では苦渋の選択として採用抑制。もう一つは、人件費独自削減のうち職員の給与削減についてであります。これは当時きちっと記憶にあるわけですが、印象としては一定の計画が達成できた時点なるべく早い時期に、この緩和について優先順位一番として検討したいという答弁をいただいた記憶があります。

そういう意味では、今見込みですから断定はできないんだと思いますが、令和3年度の決算が確定した時点、数字を精査して職員の採用抑制と職員の人件費の緩和について当然考えるべきだと思います。これは今のところの思いを市長から答弁いただきたい。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

ただいま健全化計画での現段階での、決定ではありませんが、報告に対しまして、新規の採用に對することと給与の独自削減に對することの2点の御質問があったかと思えます。

これ私が議員のときに、それこそ皆さんと一緒に議員として議論したときも給与の削減は反対の立場でございました。それから市民サービスを低下させるという懸念もあることから、人数も5年間で30人削減ということに對して、私は当時議員の立場からも反対ということを申し上げておりました。そして昨年9月に市長に就任をいたしまして、当時1期目の健全化計画期間ということもあり、まず1年様子を見ようということをやっておまして、ただいま申し上げたとおり、現段階ではおおむね当初の計画からすると8億円以上の上振れがあったということになっておりますが、今回のその要因の主なものに平時に考えられることが想定されることではなかったことから、しっかりと分析をする必要があると思いますが、仮にこの5年の計画期間の中で見通しが改善できるとなれば、早い段階で優先順位としては人件費を考えなければいけないというのは今も変わりございません。

現段階では最終的な結論は出せませんが、もちろん議論を進める中で、来年度の予算編成までには下げられるものなのか、このまま当面いかなきゃならないかということはお示しをしようと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今のところのお考えなんで、それは理解させていただきます。

それで、私もこの人件費について大きくこだわるのは、やはり何といてもモチベーションなんです。誰も人間ですから今までの待遇を悪くして頑張ってくれといてもなかなかそれは頑張り切れない、そんな思いがどうしてもあるんじゃないかということです。ただ、やたら給料を上げればいいということではなくて、そういう給与体系で確認をして採用試験受けて入ってきた職員ですし、長くいる職員もそうですけれども、そういう意味ではできるだけ頑張って市民のために知恵を出し合ってしっかりと頑張っていたくためには、やはりこれが全てと言いませんけれども、モチベーションを上げるためには、市長、真っ先にこれは決算確定したときに、数字の分析も当然必要だと思いますけれども、これは踏み切ってください。これはきちっと約束していただきたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、これは市長の公約に基づく事業と理解しています地域循環型住宅リフォーム促進事業についてです。

これは、市長の地域経済循環分析の一環として、地域経済の好循環により市内経済の活性化を図る目的で本年度から住宅改修への新たな助成事業として地域循環型住宅リフォーム促進事業をスタートさせました。

主な助成要件は、工事費が20万円から50万円未満と50万円以上の住宅改修に対してそれぞれの内容に基づく助成と、国が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言を受けて、本市においても令和4年第1回定例会で2050年ゼロカーボンシティを表明したことを受けて、ゼロカーボン対策を踏まえた改修、本市への移住を伴う改修、道産木材を活用した地材地消による改修、中古住宅改修に対しては、それぞれに基本ポイントに加え加算ポイントを付与するという内容でありました。

そこで、この事業、本年4月から8月末までを第1回受付期間としていますが、現時点で当初予算額に対する執行予定額の割合と助成内容をまずお伺いをいたします。

次に、4年度予算審査で助成要件について、ゼロカーボン対策、道産木材の活用については利用促進と併せて公平性確保の点からも総工事費に対する活用割合で助成すべきではと申し上げました。その答弁の内容を要約しますと、工事の中で道産木材の利用が70%以上を対象にすると想定していますが、さらに検討を加えたいということでありました。

また、要件が大きく変わることはないとした上で、よりよい方向になるよう、ゼロカーボンに資する取組、地域経済の循環に資する取組になるのを主眼に置いて、政策に合致するものであれば、新年度、いわゆる令和4年度事業開始までに向けて内容の検討をしたいということでありましたけれども、改めて検討内容の詳細について伺いたいと思います。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、現時点での予算額に対する割合と助成内容についてです。

今年度から実施している地域循環型住宅リフォーム促進事業について、5月末現在の交付決定件数は19件、交付決定額は220万円、予算に対する執行割合は10%ほどとなっています。

助成内容につきましては、4つの項目のうち、ゼロカーボン対策を踏まえた改修工事を行ったものが1件、市内事業者による改修工事を行ったものが18件となっています。

次に、道産木材の活用に対する助成要件の考え方についてです。

この事業は、地域経済の循環やゼロカーボン対策に資する取組に対するインセンティブを付与することにより、行動変容やクールチョイスを促すことで課題解決を図っていきたいと考えているものです。

本事業を実施するに当たり開催した事業者説明会においては、参加された市内事業者から、制度の中で道産木材の活用との表記だけでは工賃を含むと少量の木材でも対象となるのでいかがかというものやゼロカーボン対策とする内容に工賃を含めての費用でよいのかななどの意見をいただいたところであり、制度の運用において道産木材の一定の使用量の定めは必要であるとの認識を共有したところです。

また、道産木材の活用については、施工業者からも使用する道産木材の量を増やすとリフォーム費用が割高になることや工事内容によっては使用する道産木材の量を確保することが難しい場合もあるなどの意見もいただき、これらを踏まえ、今年度については当初お示しをした道産木材の使用を70%以上とする内容で事業を実施することといたしました。

しかしながら、次年度に向けた制度設計におきましては、昨今の世界情勢など先行きが不透明な状況に鑑み、関係事業者の御意見も伺う中から、今年度の利用状況や制度活用に必要な資材の調達状況なども勘案し、より充実した制度となるよう検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今進めている内容については分かりました。

私が今質問したのは、予算審査ですから今年の3月16日の予算審査で、定額でなくて定率の方法もあるのではないかという質問をいたしました。その経過で先ほど言ったとおり新年度に向けて検討すると。ですから質問の趣旨は、結果は分かりましたけれども、予算審査の私の意見に対してどういうふうに検討してきたのか、その経過について参考のためにお聞きしたいという趣旨であります。

そしてもう一点なんですが、サフォークポイントを付与する、これは分かりますけれども、サフォークポイントも随分参加店が増えたと聞いて、いいことだと思います。ただ、市民がこれを付与されて、例えば生活関連、食料品を買う、大方買う店にサフォークポイントが該当になるかどうかも含めて、これはそういうサフォークポイントを市内で十分使用できる環境をまず並行して進めなければならないということでもありますので、この2点併せて再確認をさせていただきたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

先ほど議員おっしゃられました予算審査の経過でございます。もちろん我々もこれを踏まえた上でいろいろと検討させていただいているところでございます。やはり定額ではなく定率にしたときの最大の我々としての困難を伴う事務作業といたしまして、やはり予算の見通し、執行、この辺りがまずはネックになるかなという考えでもございました。

また一方で、先ほど答弁申し上げましたように、事業者の中からは道産木材というものの、そのものの活用はいいんですけれども、その詳細になっていくとなかなか難しいもの、その確保の部分も含めて難しいものもあるという声もいただいたところでもございました。

しかしながら、これも答弁申し上げましたように、この1年、この道産木材についてはもちろん新たなことでもございますから、関係事業者の方からの御意見を伺いながら、議員の御提言も踏まえ、制度に関して改めて検討してまいりたいというところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから2点目のサフォークポイントでございますが、これもやはり議員おっしゃいますように、我々ももちろんそのように捉えている部分もございます。御承知のようにポイントに関して、サフォークポイントについても今カードでデジタル的な措置をされているということもございます。その辺も踏まえて、サフォークスタンプ組合のほうでも会員拡大に動いているようでもございます。我々行政といたしましても、その部分については連携を図りながらという思いもございまして、少し具体的な動きもございますから、それはまた報告ができる段階になればということになると思っておりますが、今現状ではそのような動きもあるということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 検討経過について、口頭ですけれども、分かりました。

それで、提案をした立場としてはその検討の経過をしっかりと把握したいと、今後いろんなことのために。それで、当然検討したんですから経過記録あるんだと。それから、最終的にその所管で判断をしたということではなくて、検討の経過、市長なり副市長に報告をして最終的に理事者の判断をしたと、その経過記録を、写しを頂きたい。もちろん外部に公表できない部分も内容としてあるんだと思いますから、それは黒塗りで結構ですから、それを写しですから、すぐコピーすればできると思います。今議会終わるまで、閉会までに頂けますか。

○議長（井上久嗣君） 暫時休憩いたします。

（午前10時44分休憩）

（午前10時55分再開）

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今大西議員から求められました今制度におきますその詳細に関しての意思決定に関して、これについては私ども行政の打合せ、てんまつ、こういったものもちろんございますので、これらについて本定例会中に大西議員のほうにお渡しをしたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次の質問に入る前に、資料の求めた経過について、本来であれば議長に御配慮願うということをお願いするのが筋だったと後で思いました。今後はそういうことで議長を通して、いろいろと資料を求めたいということでもあります。

次に、閉校となった校舎の利活用についてであります。学校は子供の教育の場としての役割に加え、その地域の顔として地域コミュニティーの中心となることが多く、地域住民にとってはなじみ深い場所でもあります。近年、少子化などによる就学人口の減少が続く中、とりわけ地方における学校の統廃合が進み、廃校となった校舎は数多く存在し、各自治体にとって廃校舎に新たな役割を持たせることが大きな課題ではないかと推測をいたします。

文部科学省でも平成22年に「みんなの廃校」プロジェクトを立ち上げ、全国の廃校施設情報や活用事例の紹介等を通じて廃校施設の活用を推進するなど、全国的な課題として位置づけており、その成果を期待するところでもあります。

廃校となった校舎は自治体にとって貴重な財産であり、長期間活用せずに塩漬け状態のままだと経年劣化が進み、修繕費を含む維持管理費がかさみ、今後、自治体の財政にとって大きな負担となることが予想されますので、有効な利活用について取組をより加速させる必要があります。

そこで伺いますが、2013年3月に多寄小学校に統合により廃校となった旧中多寄小学校と、2020年3月に土別中学校に統合により廃校となった旧多寄中学校の利活用について、今までに様々な取組をしてきたかとは思いますが、その取組経過の詳細と今後の考え方をお伺いいたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、私から旧中多寄小学校について答弁申し上げ、旧多寄中学校については教育委員会から答弁申し上げます。

旧中多寄小学校の活用については、平成25年3月に閉校した後、庁内に横断的なプロジェクトを設置して利活用の検討を進めるとともに、地域から御意見等を募集するなど有効な活用方

法について様々な検討を行ってきました。また、大西議員がお話しのとおり、文部科学省が実施する「みんなの廃校」プロジェクトへの登録による活用の募集も進めてきたところです。

その後、令和元年に市が所有する普通財産のうち利活用の予定がない建物や土地を一定条件の下、企業に無償譲渡または無償貸与することで企業誘致を図り、もって雇用の拡大と地域経済の発展につなげることを目的とする特定遊休財産制度を創設し、現在も運用しているところです。当該建物についてもこの特定遊休財産に登録して、広く市内外から活用に向けた公募を行ってきたところです。

旧中多寄小学校は昭和62年に建設され、耐震基準を満たした建物ではありますが、閉校から9年以上が経過し、雨漏りなどの建物の老朽化も目立ちつつあります。しかし、特定遊休財産制度の活用を目指し、これまでに幾つかの企業から問合せをいただいております。現在も道外の企業1社が4月に来土し、当該建物及びその周辺の視察を行うなど事業申請に向けて検討を進めているところであります。

引き続き道外企業や市内の関係機関と連携を図りつつ、有効活用に向けた取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私からは、旧多寄中学校校舎の状況等についてお答えいたします。

多寄中学校の校舎は開校50周年を迎えた平成11年に改築され、21年には同じ敷地内に移転改築した多寄小学校と接続し、グラウンドをはじめ体育館や特別教室を両校で共有してきました。

その後、30年に多寄地区住民から市教育委員会に対して多寄中学校の適正配置に関する要望書が提出され、令和2年3月末をもって土別中学校と統合することが決定してからは、中学校閉校後の校舎の利用について多寄中学校閉校準備委員会と協議を進めてきました。

校舎の利用方法に関しては多寄地区内でも様々な意見が出たとお聞きしましたが、最終的には多寄小学校での活用が基本となるため、PTAに意見を伺うこととなりました。結果として、中学校校舎については多寄小学校として使用し、閉校以前から利用されていた放課後子ども教室や体育館の学校開放についても窓口を小学校に変更し、継続して使用しているところです。

今後も引き続き、理科教室、調理教室、音楽教室などの特別教室のほか、大きな声を出して発音の練習をする外国語学習は中学校側の普通教室を専用の教室として使用するなど、児童が伸び伸びと学習、生活できるよう施設を活用してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 再質問いたしますけれども、今、旧中多寄小学校については道外企業から照会があるとお聞きしました。これは条例に基づいて最善の対応をして、この活用をぜひ実現させるよう、市総力挙げて対応していただきたいというのが希望です。

もう一つは多寿中学校ですけれども、学校の構造をいろいろ聞くと、中学校の一部、特別教室なり音楽教室で小学校が使うということで、全館別な用途に活用するというのはなかなか難しい構造になっているというのは理解していますので、ただ、まだしっかりした建物ですし、そのまま放置するというのは非常にもったいない。そういう意味では、これは例えばですけれども、セキュリティー等の関係あるかもしれませんが、地域の人たちが日常的に趣味で写真を撮ったり、陶芸をしたり、絵を描いたり、そういう発表の場としてギャラリー的なことで活用を考えてみたらどうかと。

それからもう一点は、以前に一般質問で取り上げた記憶がありますけれども、郷土芸能と言われて日向神代神楽、これは後継者不足で非常に伝承するのが厳しい状況であります。ただ、子供たちも一部それに取り組んだり、地域の人たちの熱心な取組で何とか持ちこたえている。あんまり表現はよくないですね。そんな感じがしますので、これはやはり地域、市内、市民挙げてこれを支えるという意味で、活動の拠点に使えないかなと。あるいは衣装、それから道具等々非常に貴重なものがありますから、これを一時博物館で展示をして、随分見学者が訪れたという話を聞いていますので、常設的にそういう場をつくれないうらうかと。もちろん日向神代神楽に取り組んでいる人たちと事前に協議が必要だと思いますが、この辺について今のところの考え方、これをぜひ教育長からお願いいたします。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず1点目の地域の皆さん方にできるだけ有効活用できる機会ということで、特にかつての九十九大学などで学ばれた方なんかを中心となって写真のサークルもできたりということで、活動の広がりがあります。

あるいは絵を描かれている方もいらっしゃいますし、書道をやられている方なんかもいらっしゃっていて、非常に文化活動が引き続き盛んに行われているという側面もあります。もちろん俳句もやられていて、日向の句碑も維持されているという状況があります。

そういった部分でお話のような活用というのもあると思いますが、御質問にもありましたとおり、まずは学校として管理運営しているところもありますので、どなたかが常に常駐していただけるような形でセキュリティー面を対応していただけるようになるかどうか、それと学校とのすみ分けというのはそんなに課題にはならないと思いますけれども、以前から地域の中でいろいろと議論されて、検討もされてきたように伺いをしています。

一定程度話もまとまりそうな段階もあったようですが、もう少し様子を見ていこうかということもあったようにもお聞きしていますので、また地域の皆さんの御意見なんかも改めてまとまるような状況、方向性が出た段階で相談をさせていただきながら、先ほど申し上げた、どのように管理していくか、安全面を確保するという意味からもそういったことでの検討をしていく必要があるのかなと思っています。

それから一方もう一つありまして、日向神代神楽ですけれども、お話のように、今こういっ

た地域の郷土芸能として一旦は保存会から愛好会という形でお一人の方が続けられていたということもありましたが、その後、これはちょっと手前みそになるかもしれませんが、博物館の学芸員なんかがそこに積極的に関わりながら、あるいは地域の学校長を務めていた社会教育関係に精通した方なんかの力もあって、今それが継続されています。また加えて、当時多寄中学校の生徒であった、今高校生ですけれども、彼も継続して活動していると。

そんな中で昨年度、上川管内の教育実践表彰ということで、日向神代神楽愛好会が受賞いたしました。そういった状況も受け、今は多寄小学校で総合的な学習の時間で神代神楽、今授業の一環としても取組が始まってくる状況になっております。

したがって、そういう状況も鑑みると、例えば活動、あるいはその備品などの保存保管、そういったところについても学校と連動して、こちらについては一定程度調整をできるのかなど。多寄小学校に今帰属というか管理をしている体育館についても地域開放だとかをしていますから、そういった一連の形で、大人の方の愛好会の活動、一方では多寄小学校での学びというところでうまく活用していけるのかなど思っていますので、その点については今の考えをベースに学校側の考えとすり合わせていきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、前後になりましたけれども、旧中多寄小学校については、先ほど言ったように道外企業から照会があるということなので、具体的な企業名は結構ですから、今後の展望を含めて市の取組の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） お答えいたします。

中多寄小学校、今1社が申請に向けての検討段階ということでもありますので、今後正式に申請がなされたという場合には、市のほうで遊休財産の審査委員会というものを設けておりますので、そちらのほうで審査して、条例に合った会社かどうか、今後のそういった事業の継続性など含めて判断をしていくということでもあります。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） それでは最後になりますけれども、学校給食センターの運営についてお伺いいたします。

学校給食は成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たしています。

また、食べるという人間にとって基本的な欲求を満たす時間でもあり、今はコロナ禍の中である程度制限されますが、本来みんなで一緒に楽しく食べる体験を通じて望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てる場となっています。

我が国が学校給食に取り組んだ歴史を振り返ると、1929年に始まる世界恐慌の結果、欠食児童や健康状態の不良な児童が急増したことから、1932年に就学奨励や体位向上の見地から当時

の文部省訓令として学校給食臨時施設方法を公布し、本格的に学校給食に乗り出したという経過にあるようです。

また、1940年には児童の体位の向上に対するより積極的な取組のために、学校給食奨励規程を制定しております。

さらに、1954年に学校給食法が施行され、その法的根拠が確立されたことにより、我が国における学校給食が飛躍的な充実を遂げるに至っております。

2008年には学校給食法が大幅に改正され、学校における食育の推進を図る観点から学校給食の目標を見直し、栄養教諭等がその専門性を生かして学校給食を活用した食に関する指導を行うとともに、文部科学大臣が定める望ましい基準に照らし、学校給食の衛生管理を定めております。

改正に伴い、学校給食の従来目標に加え、食生活が食に関わる人々の様々な活動を養うこと、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること、食料の生産流通及び消費について正しい理解に導くことの3項目が追加されて、学校給食は教育の一環として実施していくことが明確になっております。

本市の学校給食センターは1969年12月に開設し、2001年3月に現在地に新築移転しており、市のホームページによりますと、1970年1月から1日5,500食のパン、牛乳、スープ類の給食を始めて、その後、主食に米飯、パン食、麺食を中心とした献立により、2022年5月現在で小・中学校及びその他を含めた受配校数が13校、1日給食数が1,506食を提供しております。

本市の学校給食は、食育の一環として地場産の食材を使用したふるさと給食を実施するなど意欲的な取組を行っていますが、少子化の傾向にある中で今後児童・生徒数が減少することが予測されることから、センターの調理能力を最大限活用することと併せて、食育の観点からも、保育園、幼稚園、高校などへの給食提供について道教委をはじめ関係する保育園及び幼稚園、その保護者などとの協議を含め、実施に向けて検討すべきだと思いますが、これに対する見解をお伺いいたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の士別市学校給食センターの給食提供先は、市内小学校6校、中学校4校に加え、和寒町からの受託の下、同町の小学校、中学校各1校のほか、士別東高校の合計13校となっております。

また、地場産食材を豊富に活用したふるさと給食については、これら13校に年8回提供しているほか、2か所の地域保育所と2つの認可外保育所、そして私立の幼稚園、認定こども園3園の合計7施設に年3回提供をしているところです。

また、現状はコロナ禍で実施できていませんけれども、その幼稚園、保育園等を訪問する際には、お話のあった栄養教諭も現場に同行訪問して、地域の食材などに関わる学び、食育指導なども実施しているところです。

給食食数についてですけれども、士別市学校給食会の本年度の実施計画では1日1,506食、年間総食数は約29万3,000食となっています。現在の施設は最大調理能力1日2,500食分として平成13年3月に供用を開始したところでありまして、18年度には現施設としての最多食数となる1日2,414食を提供していましたが、少子化の中で年々減少し、今日に至っています。

そこで、まず高校への給食の提供についてです。

士別東高校へは保護者の強い要望を受け、平成8年4月から提供を開始しました。1食の単価設定に当たっては、北海道学校給食会を介しての白米やパン用の小麦粉などのほか、北海道指定の牛乳を使用できないことから一般流通品を調達することになり、義務教育段階に比べて割高にはなるものの、市が設置している学校として配送や配膳の器具等を小・中学校同様に整備することによって学校給食として供給可能となっています。

なお、本年4月からは東高校における牛乳の提供は取りやめているところです。

一方、市立以外の学校への提供の場合、食器や食缶、搬送運搬コンテナなどの器具類に係る費用をはじめ配送等の経費の取扱いが課題となるほか、実際にどれくらいの生徒が給食を希望するのかということが課題になるものと考えています。

他方、幼稚園や保育所等への給食提供に関わって、現状、市立の保育所と認定こども園の3施設のほか、私立の認定こども園と認可外保育所の各1か所においては施設内に調理室を備えており、自前調理での給食が提供されています。

こうした状況を踏まえつつ、幼稚園等への日々の給食提供については、私立幼稚園の設置者からの要望を受け、学校給食センターとして提供が可能か以前から検討をしてきたところです。この検討に当たりましては、国の基準や通知、ガイドラインなどに加え、他自治体の状況なども参考に、当センターの施設設備の整備や食器等に係る経費なども試算するなど調査・検討を重ねてきました。

この結果、まず1つ目の課題として、未就学の幼児については、仮に小学校低学年用の給食であっても栄養過多が生じるということが挙げられます。例えば牛乳についても幼児に適量のパックは需要が少ないために価格が約2倍になってしまいます。

また、主食のパンや委託米飯についても現状では幼児用の規格がないため、新たな規格での製造を依頼することになるとともに、北海道学校給食会などの会がないことから、市場で通常販売されている小麦粉や白米を使用しなければならないこと等々によって、1食当たりの単価は割高になるということが考えられます。

あわせて、おかず類の調理に当たっても、現在の形態は1日13校分を2つのコースに分け、2系統の献立を同時に調理できるよう、設備の配置や作業工程の動線と人員体制をしいており、こうした中で幼児用の給食を調理するためには新たなラインを設置しなくてはなりません。したがって、一連の機材、機器類の整備などが必要であり、その費用について試算したところ、概算で2億円を超える事業費を要する結果となりました。

また、学校給食衛生管理基準では、調理用の食品は適切な温度管理の下、出来上がりから2

時間以内に喫食できるよう努めることが求められている中で、幼稚園や保育所等の昼食時間帯が学校給食よりも約1時間程度早く設定されているため、この時間を前提として調理するとなると一部の学校では基準時間を超えてしまう状況となります。

こうしたことに加え、既に設置者の自己負担をもって給食提供のための施設設備の整備をはじめ、人的体制なども含めて対応している私立施設もあることを踏まえると、公平性をどのように担保するかということも配慮が必要と考えます。

お話しのとおり、既存の施設をいかに有効活用するのかという視点は極めて大切であると考えています。学校給食センターにおいても施設の処理能力を存分に発揮させるべく、工夫、検討していくことが必要と考えるところではありますけれども、現時点においては御提言のありました私立幼稚園等への給食提供は難しいものと考えているところです。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 教育長の答弁を総合すると、できないということですね。どうですか。

もう一つ、そうしたらお伺いします。調理能力1日2,500食、今の実数でいうと990、1,000食余り余裕があると。これをいかに効率的に利用するかという今お話がありましたけれども、今の段階で想定しているのはどういうふうに効率的に利用しようとしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

お話しのとおり、現時点での幼稚園等への提供は難しいということでお答えをさせていただきました。

それで、私が答弁で申し上げた、いかに有効活用するのかという視点、これは本当に大切だと思っておりますが、現状においてはそれを有効に、では具体的にどういう形で使えるかという段階まで至っていません。現状において学校給食センターが、当時計画していた食数、最大で当時でも2,400食余りございましたので、そこが一つの基準となって施設を整備したところがあります。

現時点においては、それ以上というところは、いろいろ給食のニーズ、例えば先ほど申し上げた東高の分もそうですけれども、それ以外となった場合に費用負担、当然これは今和寒町に提供するに当たってもいろんな分に費用負担いただいております。そういったものも伴う中でいいますと、相手方といいますか、利用を希望されるほうの意思というものもございまして、具体的に今現時点、では、残り約1,000食分をどうするということについては、現時点での方策は現実的にはないところでございます。

以上でございます。

○議長（井上久嗣君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 希望があるというのは事実なんです、幼稚園から。それは聞いておりま

す。

それで、市内幼稚園ですから希望があると、それから給食センターというその場所があるということですから、今いろんな課題をお聞かせいただきましたけれども、何とか課題整理しながら、時間かけても結構ですから、何とかできる方向で検討できないものかどうか、再度お伺いします。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 再々質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたとおり、以前から私立の幼稚園のほうからは給食提供について実現できないのかという話が、一つにはこども・子育て担当部局、それと相前後して給食センターのほうにということで話をいただいています、先ほど申し上げたような具体的な検討をしてきた経過です。

そんな中で、実は一番最初の時点では、それぞれ私立幼稚園というのは3園だったんですけども、一つの施設が認定こども園という形に移行しまして、自前での給食提供するということになってきたこともございます。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、様々なかかる経費のこともありますし、一方ではそういうふうに自己負担といいますか、そういう形で整備しているところもあります。お話しのとおり、課題の解決ということを全く何もしないということにならないと思っていますけれども、しからばその費用の問題をどういうふうにクリアできるとか、あるいは本当にニーズに対応するものができるのかということが一つ、実は基本答弁で申し上げていませんけれども、給食センターでの提供が仮にできないとして、ほかの民間の事業者で給食提供していただけるようなことができないかということで、幼稚園のほうでも動かれましたし、その部分については私ども市のこども・子育て応援課、そして給食センターも一緒に連携を取ってそういった事業者にも行っています。なかなかその中では食のいろんな、先ほど言った栄養価だとか様々なこともございまして、今現時点では難しいというお話です。

そんな中で、課題についての検討ということはしてきますけれども、現時点ではなかなかこれは実現は難しい状況にあるなということでございますので、お気持ちは受け止めているつもりなんですけれども、なかなか難しいところは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 令和4年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

士別市における聴覚障害者支援に関わることを伺います。

私は20年ほど前、市民手話講習会に参加したことがきっかけで手話サークルに入り、聞こえない方とのお付き合いが始まりました。

その後、つくも園や愛成会での行事等のお手伝いを通して、障害のある方、そして御家族や

施設の職員と多く関わってきた経験を基に、これからもまちづくりに携わっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

聴力のピークは20歳という説があることは御存じの方もいるかと思いますが。私を含め、多くの方が聞こえのピークは過ぎているということです。生まれつき、または加齢とともに聞こえづらいつと感じる方、病気や事故で聞こえなくなり、障害者手帳を持つようになる方もいらっしゃいます。人生100年時代と言われています。たまたま元気に生まれても、障害と無縁で一生を終えられる人はごく僅かだと考えます。

ときに聞こえの問題は社会活動における人権に関わることです。災害時では正確で迅速な情報を得るか否かで命に関わることもあり、誰もが当事者になる問題だと思っていただきたいのです。

このたびの通常国会において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が可決、成立いたしました。これは障害のある方があらゆる社会活動の中で必要とする情報を取得、利用し、円滑に意思疎通を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現に向けてその基本理念と国・地方自治体の責務が定められたものであり、私は大変意義のあるものだと考えています。

本市では、第4期士別市障がい者福祉基本計画により各種施策に取り組んでいますが、改めて障害のある方々の社会への参画やそのための情報、コミュニケーション保障の重要性、ひいては本市の福祉のまちづくりに対する渡辺市長のお考えをお聞かせください。

次に、士別市聴覚障がい者等支援実施要綱についてお伺いいたします。

この要綱は、聴覚障害のある方や音声言語機能に障害を持つ方が、公的機関や医療機関に外出する際に、手話通訳者などの支援者を派遣することで聞こえる方とのコミュニケーションを助け、福祉の増進を図るものとされています。

初めに、この支援者については現在どのような方々が関わっているのかお伺いします。人数や年齢層、居住地、また、支援者としての資格などの条件はどのようなになっているのでしょうか。

支援の実績について、支援が必要な方の人数や支援が必要なケースはどのようなものがあるのか、1年間の派遣回数や1回当たりの支援者の派遣人数など、コロナ禍の前後で実績をお知らせください。

また、支援者派遣業務後の報告はどのような形で行われているのでしょうか。要綱では、支援者の派遣を受けることができる場合とは、公的機関、医療機関、障害者の相談、その他の4点あり、その内容は通常の日常生活に対する支援が主なものとなっています。聴覚に障害のある方は聞こえの支援を受けさえすれば、逆に支援する立場でもあるということです。災害時や自治会役員などで公的な役割を果たす機会を想定する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、支援者の資格について、要綱では手話技術または要約筆記技術を習得し、聴覚障害者

等の福祉に関し熱意と理解を持つ者となっていますが、支援者には技術的な面に加え、守秘義務等の倫理的な側面も必要であり、加えて継続的な学びも聴覚障害者の情報保障と社会参加に欠かせないものであることから、例えば規定の講習会に参加した者、市独自の基準を設けるなどの具体的に明記する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、支援者からは人手不足との話は常にありますが、市内の要約筆記サークルの中には熱意と理解を持つ市外在住の方もいらっしゃいます。まちづくり基本条例に定める市民の一人として力を借りるべきではないでしょうか。

最後に、支援者が派遣完了後に市に提出する活動記録簿は、その日時や支援者のサインだけのもので、仮にトラブルがあったとしても市が把握できる様式になっていません。聴覚障害者に対し、よりよい支援を続けるためには、具体的な活動内容の報告を基に事例検討を含めた振り返りを行うことで初めて質の高い意思疎通の支援につながると考えます。支援者の皆さんには若干の負担になるかもしれませんが、支援者の方々の意見も伺いながら、課題や問題点を含めた活動報告書の提出を要綱に付け加えるべきと考えます。

以上で質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から障害者福祉のまちづくりに向けた考え方について答弁申し上げ、士別市聴覚障がい者等支援実施要綱については健康福祉部長から答弁申し上げます。

私は昨年の選挙活動を通じて、障害をお持ちの方からの日常生活を送る上での困り事があるといった意見を基に、政策骨子の中に障害のある方が暮らしやすいまちづくりを進めることを掲げています。

私が目指す市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの実現に向けては、障害のある方が就労をはじめ様々な社会参加ができることは重要であると考えているところであり、障がい者福祉基本計画に基づく各種施策を実施しているところです。

また、今後においても、障害のある方からの要望や御意見などを踏まえ、さらに住みやすいまちになるよう取り組んでまいりたいと考えており、そのためにも議員お話の情報の取得やコミュニケーションの保障についても大変意義深いものと考えているところです。

議員がこれまで20年にわたり取り組まれてきた聴覚障害者への支援について深く敬意を表するとともに、障害の有無にかかわらず全ての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう、行政としても地域住民や団体、企業などと連携しながら支え合える地域福祉を推進し、士別に生まれて、育って、学んで、働いて、暮らしてよかったと思えるまちづくりに向けて取り組んでいくことを申し上げ、障害者福祉に対する私の考えとさせていただきます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 私から士別市聴覚障がい者等支援実施要綱に関する御質

問についてお答えいたします。

初めに、支援者の現状については、手話通訳登録者が4人、要約筆記登録者が6人で、手話通訳と要約筆記で重複している方が2人いることから実数は8人となっています。

年齢層は、30から50歳代が各1人、60歳代が5人であり、居住地は全員が士別市となっています。

支援者の資格条件は、議員お話しのとおり、健聴者で手話技術または要約筆記技術を習得し、聴覚障害者等の福祉に関し熱意と理解を持つ者から適当であると認めたとしています。

支援の実績は、コロナ禍の前後ということですので、令和元年度と2年度で比較して申し上げます。手話通訳は、各年度とも支援が必要な方は2人で、必要な理由は、個人が主に通院、団体は講演会となっており、1回の派遣人数は2人以下となっています。派遣回数は元年度が22回、2年度が11回でした。要約筆記は、支援が必要な人数は分かりませんが、各年とも個人からの申請はなく、団体からの申請のみとなっています。

派遣回数と1回の派遣人数は、元年度が9回で1人から5人、2年度が3回でそれぞれ3人となっており、手話通訳及び要約筆記ともにコロナ後の利用が減少しています。

なお、派遣業務の完了後の報告は、支援者に活動記録簿の提出を義務づけているところです。

派遣対象事項については、災害時や公的な役割を果たす機会など社会参加による項目は具体的には明記していませんが、必要な理由をお聞きする中で日常生活に必要な場合はできる限り派遣を認めるよう、柔軟な運用を行っているところであり、今後においても同様の考えです。

支援者の資格については具体的な基準は明記していませんが、現在の要綱で要件に不足する場合などは支援者や関係団体とも協議する中で、その資格要件を検討してまいります。

次に、市外に在住する手話通訳や要約筆記のサークル加入者の登録についてです。

士別市まちづくり基本条例では、市内で様々な社会活動を行う人も市民と位置づけていることから、現在は市内在住者に限って支援者として登録している運用を拡大し、市外在住者であっても要件を満たす場合は登録できるよう、関係団体や障害のある方などとも協議してまいります。

最後に、活動記録簿の様式見直しについて御提言をいただきました。

現行の様式は支援者の実績を確認するための印鑑またはサイン記載のみであり、活動状況や振り返り、トラブルの把握ができるものにはなっていません。そうした内容の把握を行うことは今後の障害福祉の充実にとって意義あるものと考えますし、障害のある方と支援者、そして支援者同士、さらには支援者と行政との意思疎通においても重要なものとなりますが、扱いの変更により支援者の負担が増しますことから、まずは支援者と協議を行い、よりよい制度の構築に向けて検討を加えてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

御答弁の中に2つ検討課題が入っておりました。検討していただくに当たり、どのような形で、いつまでに、そして検討された結果はどのような形で御報告いただけるのか、その点についてだけ伺いたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 再質問にお答えいたします。

困り事等の解決ということにもなりますし、よりよい制度の構築ということになりますので、できるだけ速やかな検討に当たっていきたいと思います。なので、支援者の方々であるとか関係団体、障害のある方などとも十分に相談をしていきたいと思います。

要綱の改正ということになりますので、要綱の改正をしましたら告示はいたしますが、それではなかなか支援者の方とかが分かりませんので、そういった機会を通じて協議の結果などについても具体的にはお知らせしていきたいと思います。御理解お願いいたします。

○議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をいたします。

水道料金の値上げについてであります。

初日の一般質問での西川議員との質問と重複いたしますが、今回の値上げは市民の関心も高く、あえて質問をさせていただきます。

1月に上下水道審議会の答申を受けて4月からの引上げを半年間引き延ばし、この10月から値上げをすると条例改正案が提出されました。人口や世帯数の減少により料金収入が落ち込んでいることが主な原因だと思います。水道事業の大部分は固定費で、水道需要が減っても大きく運営コストが下がるものではありません。上下水道審議会も安定的に水道事業を営むには22.6%の大幅な引上げが妥当だと結論を出したのだと思います。経営戦略において4年ごとの見直しということで、平成30年度には20%上がり、今回も大幅な引上げを予定されております。

水道事業会計は料金収入で賄うということですが、料金改定だけで対応することは限界ではないでしょうか。中長期的視野に立って事業の効率化のため広域連携を進めるとか、一般会計からの繰入れなど検討すべきではないでしょうか。将来世代に負担を増やさないためにということでしょうか、中長期戦略を立てて取り組むことが必要だと思います。

5月から隔月集金も始まったばかりで、10月からの引上げになると負担感もずしっと重く感じるのではないのでしょうか。昨年暮れからの燃油価格の高騰も加わり、春からの物価高騰で暮らしを直撃しております。食料価格の高騰は低所得者や年金生活者などを直撃しております。この5月、6月で3,000品目が値上がりし、さらに秋までには1万品目の値上がりが予定をされております。この深刻な物価高の原因はコロナとウクライナ侵略だけではありません。異次元の金融緩和による円安が大きな原因です。このタイミングで、この大幅な水道料金の値上げは市民も納得できるものではないと思います。先延ばしするべきだと思います。新日本婦人の会からの値上げを行わないでくださいという陳情書も届いております。もっと市民の声を聞くふれあいトークをするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

計画どおり引き上げられると、全道33市の中でも5番目という高額な水道料金になります。先日の総務産業常任委員会でも結論が出ず、継続審議になっています。先延ばしにするべきだという意見も多く、今後の経済状況が見通せない中、慎重に検討すべきだと思います。

ライフラインとしての水は、私たちの命に関わる大事な問題です。見解を求めて、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、料金改定の経過についての御説明をいたします。

本年第1回定例会の谷議員の大綱質疑の際にもお答えいたしましたが、平成30年4月の改定の際には、総括原価不足分を全て賄う改定をするには大幅な改定率となるため、中長期的な経営の基本計画である士別市水道事業経営戦略において、総括原価不足分の2分の1に相当する額の改定を行い、4年後に残りの不足部分を解消する改定を行うこととしていました。

今回の改定に当たっては上下水道審議会の答申を踏まえ、市民に安全で安心な上水道を持続的に供給するため、水道事業の経営の安定や将来世代の負担などを考慮し、総括原価方式による改定を行うよう本定例会初日に議案を上程し、現在総務産業常任委員会に付託の上、審査をいただいているところです。

一般会計からの繰入れなどにより市民生活への負担を軽減すべきとの御質問ですが、総務産業常任委員会の議論の内容を踏まえ、一般会計からの繰入れ基準について協議を進めていく考えです。

また、先ほど質問にございましたふれあいトークに関しましては、私ども行政といたしましては市民の声はいつでも聞く準備をしておりますので、そういった声は今後も聞いていきたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

先日の西川議員への答弁の中で、料金見直しによらない経営基盤の安定を図るため、一般会

計から繰入れ基準の見直しを検討する旨のお話がありました。これについても早急に具体化してもらいたいと思います。

また、今回の条例改定案を踏まえて臨時交付金などの活用ができないのか、その辺も含めて早急に結論を出してもらいたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 2点の再質問がありました。

まずは一般会計からの繰入れについてです。

ただいま答弁でも申し上げましたとおり、料金収入だけでは今後は維持するのは非常に難しいということは我々も十分承知をしているところでございます。今回一般会計からの繰入れ基準についてを協議するということでありましたが、一方では下水道料金と、あと、今回水道料金がテーマになっていますが、生活インフラ、我々に大切な生活インフラ、道路、橋梁含めて、これも地方自治体においては財源不足ということで、なかなか改修工事等が進められない状況でございます。そういったことから国に対して新たな交付金の基準とか制度を設けてもらうことも考えなければならないと思っていますので、一般会計からの繰入れ基準について現段階でいつまでという期限は申し上げられませんが、今後の物価上昇等含めて、そういった市民生活に関わることを考慮しながら早期に基準のほうを決めていきたいと考えております。

それから、臨時交付金の関係でございますが、現在総務産業常任委員会のほうに付託をしている状況でございますので、私の口から今の段階でこうするということはお話しできませんが、前回の協議会の際に、うちの担当職員のほうから交付金を活用する場合の案を説明させていただいておりますので、私どもとしては今回交付金頂いているものも、燃料高騰に対するもののみならず、水道料金にも活動できることが分かっておりますので、この間お示ししたような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） いずれにしても早急に結論を総務産業常任委員会の中でも出していききたいと思いますので、早急に具体案を示してもらいたいと思います。

あともう一つ、先ほども市長のほうから御答弁がありましたけれども、ふれあいトークについてなんですけれども、これは市民のほうから申し入れて、ふれあいトークを行うということなのか、それとも市のほうで、例えば出張所のほうに行って市民を集めて説明するとかという、そういうようなお考えはないのでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 通告にございませんでしたので、資料のほうを準備していないんですが、こういった制度を設けていますので、もちろん常に市役所に来てくださいということではありませんので、要件を満たしている条件であれば当然お話を聞きに行くこともございますので、その制度の活用を進めていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移りたいと思います。市会議員選挙についてであります。

今回4月に市会議員選挙が開催されました。市会議員選挙の投票率は67.96%と前回選挙よりも0.8%ほど下回り、過去最低。年々投票率は下がっている状況だと思いましたが、昨年の市長選挙は70.59%で、これも過去最低。特に若年層と90歳以上の高齢者の投票率が低調だということが推測されます。

国政選挙においても地方選挙においても年々投票率は下がってきています。いろいろな要因はあると思いますが、俗に言う政治離れ、無関心など、そういう中においても投票率を上げる努力は必要だと思います。今の議会制民主主義の中では大切な課題だと思います。投票率を上げるための課題など見解をお伺いしたいと思います。

特に高齢者の一人暮らしの場合や、投票所まで距離があり、足のない方、障害者や家から出られない人、投票したくてもできない方もおられるのではないのでしょうか。また、これからは地域の人口減で投票所も集約されることも考えられます。ますます投票所までの距離が長く、投票所に足が向かなくなる、また、寝たきりや外出できない高齢者、投票したくても投票所まで行けなくて諦めてしまう人もいるのではないのでしょうか。いろいろなケースがあると思いますが、足の確保という面からも行政側の一定の配慮も必要ではないのでしょうか。高齢者、障害のある人が投票しやすい環境をつくっていかねばならないと思います。

例えば一定の時間を決めて公用車で送迎するとか、病院に入院している人とか、身体障害者手帳、要介護5の方など郵送による不在者投票ができますが条件が厳しく、なかなかこのような制度を利用することも難しいかもしれませんが、投票率を上げるための対策はお考えになっておられるでしょうか。

今回の選挙から新しい取組をされたと伺っておりますが、その評価についてお知らせください。開票結果を見て来ていた市民からも、開票速報が分かりづらい、見づらいという声が聞かれております。また、公営掲示板についてもポスターを貼る位置が高く届かない、のり面の不安定なところに立ててあるなど、改善する余地もあるのではないのでしょうか。

いよいよ来月には参議院選挙もあるので、スムーズな運営をお願いいたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 半澤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（半澤浩章君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

このたびの令和4年4月17日執行の議会議員選挙の投票者数は1万379人で、投票率67.69%となり、残念ながら過去最低の投票率となりました。

各地区や年代別の投票率については昨年の市長選挙との比較になりますが、地区別では中士別地区の第8投票区、上士別地区の第10投票区、多寄地区の第11、12投票区、温根別地区の第13投票区、朝日地区の第14投票区は投票率が向上していますが、有権者の多い市街地区で低下

したことにより、全体としては2.63ポイントの低下となったところです。

年代別では80歳代以上の年代で向上していますが、70歳代以下では全ての年代において低下している状況になっています。

次に、投票率向上に向けた対策についてです。

高齢者などの移動手段の確保についてはバスやタクシーの利用といった移動支援などが考えられますが、投票区の状況確認や住民との協議、その対象者の設定や運用方法などの基準を設ける必要があります。これらの支援についても昨年の第4回定例会で谷議員へ答弁しました投票所維持の課題のほか、移動式期日前投票所や共通投票所の導入と同様に、引き続き財政的な課題も含め、総合的に検討していく必要があると考えています。

なお、議員からお話のありました郵便等による不在者投票制度については、公職選挙法の改正が必要であり、当委員会も会員となっている全国市区選挙管理委員会連合会を通じて、平成30年から郵便等による不在者投票の対象者の範囲を要介護5から要介護3以上に拡大していただくよう、要望書を衆議院、参議院及び総務省に提出しているところです。

次に、当委員会の取組とその評価についてです。

投票率向上に向けた取組としては、従前より行っている街頭での啓発や市ホームページ、アプリ、フェイスブック、広報紙、新聞広告、街宣車による広報、防災無線による周知などに加え、市議会議員選挙では市内循環バスに選挙日を広告掲載し、周知啓発活動を実施しました。

また、開票結果に関する有権者の利便性向上に向けた取組としては、市長選挙において好評でありました開票速報のフェイスブックへの掲載に加え、速報ホームページの開設や市アプリでの速報掲載を実施したところです。

しかしながら、開票所において開票速報をプロジェクターでステージに投影しましたが、照明の明るさにより文字が見えにくい状況にあったこと、また、速報ホームページについてもアクセスが集中し、つながりづらい時間が発生するなど新たな課題も生じたところであり、これらの解消方法を検討しています。

投票率向上に向けては、様々な要因の分析や対策を行うとともに、継続した啓発の実施が必要であると考えています。今後、執行となる第26回参議院議員通常選挙においては、投票率向上策の継続や新たな課題の解消、また、立候補関係者に対してポスター掲示の際には踏み台や脚立の準備を呼びかけるなど管理運営を心がけ、厳正かつ公正公平な選挙執行に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 佐藤議員。

○8番(佐藤 正君) 今、投票率を上げるためにいろいろな周知もしているという御答弁がありました。

やはり足のない方は投票所まで行けない。その辺も総合的に検討してまいりますという話でありましたけれども、具体的な話はちょっと聞かれなかったんですけれども、やはり投票率上

げるためにはもうちょっと親身になって、行政側が選挙に行きたい人はなるべく連れていくような形にしてもらいたいと思います。

また、開票所については、今回初めてプロジェクターなどを利用してやったということなんですけれども、実際に開票に行った人たちは、全然見づらい、また音が聞きづらい、反響して聞きづらいという話もございました。その辺も事前に試写したり、あと音響設備なんかの調整なんかも具体的にやられたのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（井上久嗣君） 半澤事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（半澤浩章君） 再質問にお答えします。

まずは、投票所までの高齢者などのなかなか投票所に行きづらい方への足の確保といった部分になりますけれども、昨年の第4回定例会で谷議員にもお答えしたとおり、もう一つの課題としまして投票所の維持という課題があります。そういった部分の投票所をこれから統廃合も検討していかなければならないのかどうかといったところ、まだ選挙管理委員会の中でも議論が進んでいない状況にあります。そういった部分の課題を検討していく中で、もしそういった統廃合が進んでいくのであれば、その代わりにそういった移動手段の確保といったことが必要になると思いますので、そちらも併せて費用面の検討も含めてしていきたいといったところで考えています。

あともう一点ですけれども、開票所のリハーサルの部分なんですけれども、こちらの部分、いつも総合体育館を使用させていただいています。前日ですとか、そういった部分で利用者がいらっしやいますので、リハーサルというのは当日になるんですけれども、どうしても日中になってしまう、そして開票の実際の時間が夜になってしまうといったところで、明るさの部分で試験的に行えなかったといったところが今回反省点があります。

そういった部分、今回参議院選挙については十分にリハーサルを行いながら、見えづらい状況は直していきたいなといったところ、あと音響についても十分リハーサルする中で聞きやすい環境を整えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 最後の質問になります。懸垂幕についてであります。

第2庁舎西壁に4つの懸垂幕が掲げられる施設が設けられております。今は2050のカーボンシティ宣言懸垂幕が掲げられております。5月はチャレンジデーの幕が掲げてありました。

今までの状況を見ると、イベントの周知やスポーツ界で活躍した人たちをたたえる懸垂幕が多く見られたと思います。また、市民周知や広告的要素もあるような懸垂幕もあったと思います。今ロシアのウクライナ侵略で連日戦争の悲惨な光景がテレビや新聞等で報道されております。唯一の被爆国として戦争の悲惨を経験した国であり、二度と繰り返してはならない人類の願いを込めて、本市においては非核平和都市宣言を平成17年10月に制定されました。宣言文を紹介しますと、核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは国民の共通の悲願であり、士別市

民の心からの望みです。核兵器が世界の平和と人類の生存に脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶を強く訴えるものです。美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子孫に伝えるため、非核三原則を堅持し、恒久の平和を願い、ここに非核平和都市宣言を宣言しますとうたっております。

懸垂幕を作成するに当たり、どういう視点で決めているのでしょうか。以前は非核平和都市宣言の懸垂幕も掲げられていましたが、ここ数年掲げられておりません。今年はロシアのウクライナ侵攻で戦争か平和かが問われています。今こそ非核平和都市宣言の懸垂幕を掲げるべきではないでしょうか、見解を求めます。

本市は、そのほかにも交通安全都市宣言、健康スポーツ都市宣言、暴力追放・防犯都市宣言の3つの宣言を採択しております。

以上でこの質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、懸垂幕については、本年の予算決算常任委員会で西川委員にお答えしたとおり、来庁者などに対して市の様々な取組やイベントなどの周知、各種啓発活動に活用することを目的に設置しています。

懸垂幕の作成に当たっては、それぞれの部署で決定していますが、予算決算常任委員会においてさらなる有効活用に向けた取組が必要とのお話もあったことから、活用の検討について再度全庁的に周知をしたところです。

これまでの使用状況としては、各種選挙の啓発や5月にはチャレンジデーの参加呼びかけに向けた懸垂幕を掲げたところであり、現在は2050年ゼロカーボンシティ宣言で1か所を使用しています。

佐藤議員からお話しのありました非核平和都市宣言についても、発注に向けて内容やデザインを協議していた段階であり、完成次第掲げることになっています。

また、7月に予定されている参議院通常選挙についても、選挙日程が決まった後に掲げる予定です。

しかしながら、作成費用が旧庁舎時の懸垂幕から割高であることなどの事情により、懸垂幕の活用が進んでいないことから、議員から御助言のありました各種都市宣言やまちの個性など、市が取り組んでいる内容に関するものを掲げるなど、懸垂幕の活用を進めていく考えです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 今現在分かる範囲で何種類ぐらいの懸垂幕、また何枚ぐらいの懸垂幕があるか、お知らせください。

○議長（井上久嗣君） 半澤総務課長。

○総務課長（半澤浩章君） 再質問にお答えします。

懸垂幕につきましては、今掲げられているゼロカーボンシティのものがまず一つと、そしてこれから、答弁にも入っていましたが、参議院議員通常選挙の部分で掲げる予定になっています。それ以外の部分につきましては、答弁でもさせていただいたとおり、各種都市宣言でありますとか、土別市のまちの個性といったものを掲げる形で活用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 今のところは何枚あるかということとは分からないということですね。これから必要に応じてその都度作成すると、そういうことで理解していいんですね。

終わります。

○議長（井上久嗣君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時04分 散会）